

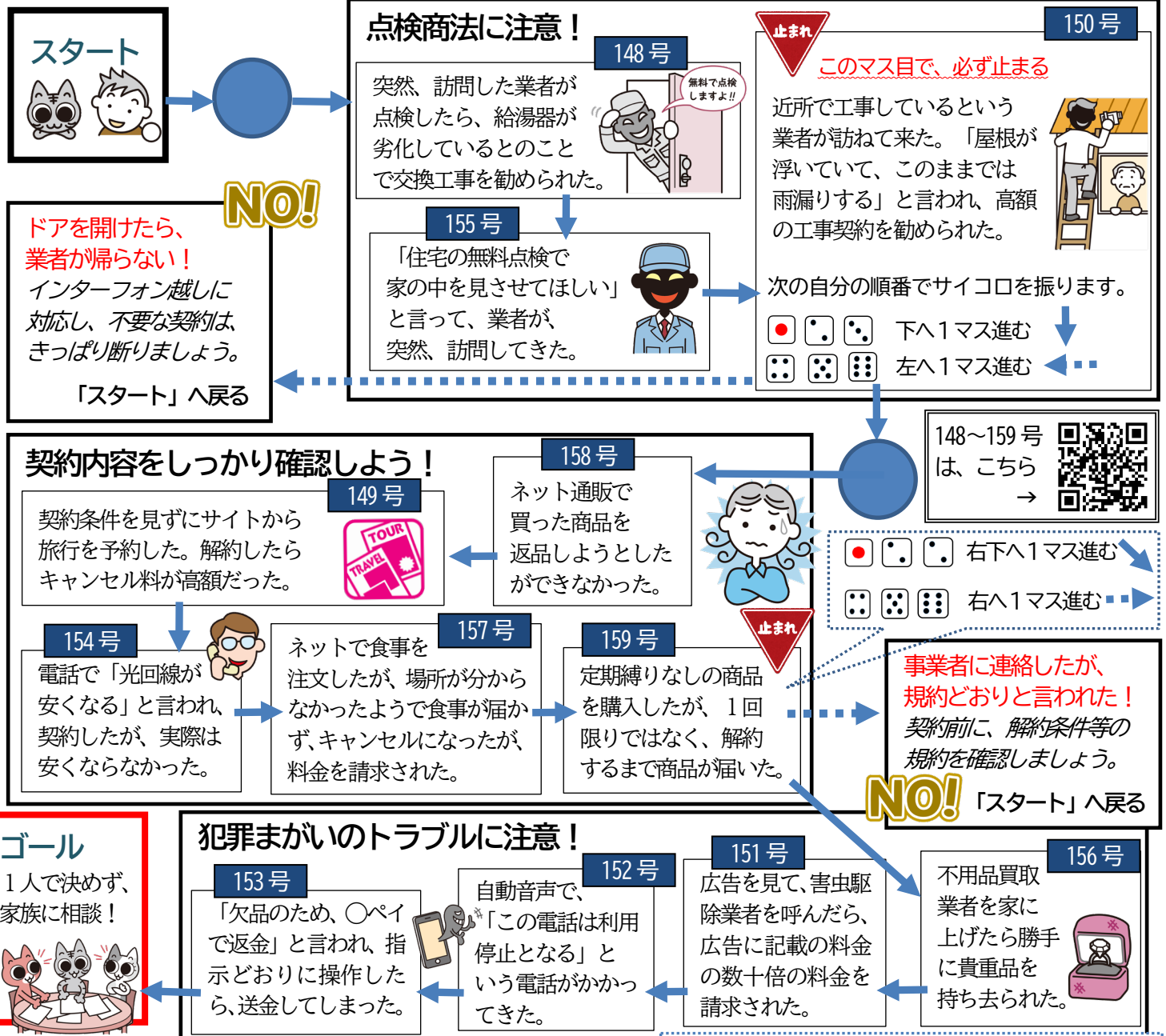


かながわ
消費生活

注 意 ・ 警 戒 情 報

すごろくで消費者トラブルを回避！

今回は、148号から159号までの総集編だよ。ゲームで、対応を振り返ろう！！



契約に関するトラブルについては、消費生活センターにご相談ください。

ゴールまでピッタリの目が出なければ、156号へ戻る

消費者ホットライン

トラブルで困ったときはお電話を！

局番なし

い や や
188番

ご自由にコピー・回覧していただき、消費者被害の未然防止にお役立てください。

まとまった部数が必要な場合は、事前に消費生活課(045-312-1121)へお問合せください。



国民生活センター
公式LINE
はこちら▶▶▶





◆クーリング・オフについて

不意打ち性の高い訪問販売や訪問購入、マルチ商法等は、一定の期間内に、書面や電子メール等で事業者申し出れば、無条件で契約を解除することができます。

◎ 通信販売は、クーリング・オフの対象外です！

<ポイント>

- ✓ 宛て名は、契約した事業者の代表者名
- ✓ 支払いがクレジットのときは、クレジット会社にも通知（A欄は不要）
- ✓ 代金未払いや商品を受け取っていないときは、A欄は不要
- ✓ ハガキの場合は、両面をコピーし、証拠として記録が残る「特定記録郵便」や「簡易書留郵便」を利用
- ✓ メールの場合は、送信メールを証拠として保存

【ハガキやメールに記載する内容】

申込（契約）日 ○年○月○日
商品等名称 ○○○
商品等価格 ○○○円
事業者名 ○○○会社
担当者名 ○○ ○○
上記日付の申込を撤回（または、契約を解除）します。

つきましては、支払済みの○○円は
A欄 直ちに返金してください。
なお、商品は早急に引き取ってください。

○年○月○日（記入日）
（契約者）住所 〒○○○-○○○○
○○○○○○○○○○
氏名 ○○ ○○



詳細はこちら

◆L P ガスの三部料金制の義務化について

2025 年 4 月 2 日以降に L P ガス販売契約をした場合、基本料金、従量料金、設備料金以外の費用を、L P ガス料金へ計上することは禁止されます。

基本料金

ガスの使用量に関係なく発生する料金

+

従量料金

ガスの使用量に応じて発生する料金

+

設備料金※

ガス器具等の利用に応じて発生する料金

=

L P ガス料金



詳細はこちら

- ※ 2025 年 4 月 2 日以降の契約の場合、「エアコンやインターフォン等の L P ガスと関係ない設備費用」や「賃貸住宅における設備料金」を、L P ガス料金に計上することは禁止
- ※ 2025 年 4 月 1 日までに契約している場合は、「設備料金の外出し表示」が義務化



5 月は消費者月間です



【令和 7 年度のテーマ】

明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費
～どのグリーンにする？～

県内で活動する消費者団体の取組や消費者被害未然防止、エシカル消費について SNS で情報発信を行うほか、かながわ県民センター 1 階ロビーで資料配架を行います。



情報発信：5 月 1 日（木）～5 月 30 日（金） 資料配架：5 月 16 日（金）～5 月 30 日（金）
5 月 11 日（日）に、かながわ県民センター 2 階ホールでエシカルイベントを開催します！

詳細はこちら



困ったときは、
一人で悩まず
地元市町村の
消費生活相談窓口へ

くらし安全防災局
くらし安全部消費生活課
相談第二グループ

かながわ中央消費生活センター



消費生活課 HP



X(旧 Twitter)